

平成29年3月1日

答 申

生駒市長 小紫雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

平成28年2月22日付け「生企第85号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

生駒市長が異議申立人に対して平成28年2月9日付け「生企第72号」でした処分は取り消し、開示すべきである。

理 由

第1 異議申立ての趣旨

生駒市長が異議申立人に対して平成28年2月9日付け「生企第72号」でした処分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は異議申立人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき「平成25年から現在に至るまでの行政経営会議の次第書」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、市長が不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので異議申立人が本件処分の取り消しと開示を求めるものである。

2 市長が不開示とした理由

生駒市行政経営会議は、市の基本的な方針及び政策等について審議するため設置された会議であるから、本件行政文書に記録された情報は、条例第7条第4号が不開示情報として規定する「公にすることにより、率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ」がある情報に該当するため。

3 前提事実等

(1) 条例第7条は次のとおり定めている。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び生駒市土地開発公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) (略)

(6) (略)

(2) 生駒市行政経営会議規則第1条及び第8条は次のとおり定めている。

第1条 行政経営の観点から市の基本的な方針及び政策等について迅速かつ的確に判断するとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、生駒市行政経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。

第8条 関係者は、経営会議及び専門部会の機密を厳守しなければならない。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第4号に定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

ア 生駒市行政経営会議は機密性の高い案件を扱う会議であるから、生駒市行政経営会議規則第8条は、関係者に対して機密の厳守を規定している。

イ 本件行政文書を開示し、会議で審議した案件を公にすると、今後の会議での率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

よって、本件行政文書に記録されている情報は条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当する。

(異議申立人)

ア 市長は、生駒市行政経営会議が機密性の高い案件を扱う会議としている。しかしながら、生駒市行政経営会議規則第8条は、関係者の機密厳守の義務を定めているにすぎず、同条の規定をもって、すべての会議が機密であるということにはならない。

イ 市長は、条例第7条第4号を不開示の根拠としているが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」とは、市の職員以外の審議会委員等が外部からの干渉、圧力等の影響を受ける場合を想定していると解釈される。しかしながら、市の職員は、それらに屈することなく市民の利益を守り職務を遂行すべき立場にあるから、条例第7条第4号は市の職員に対する外部からの干渉、圧力等が当該職員による率直な意見の交換を損なうことなど想定されておらず、したがって本件行政文書に記録されている情報は条例第7条第4号が定める不開示情報には当たらないと解すべきである。

第4 当審査会の判断

まず、市長は、生駒市行政経営会議が機密性の高い案件を扱う会議であることか

ら、生駒市行政経営会議規則第8条は、関係者に対して機密の厳守を規定しているとして、本件行政文書に記録されている情報を条例第7条第4号の定める不開示情報であるとする。

しかしながら、生駒市行政経営会議規則第8条が関係者に対して機密の厳守を規定していることと、本件行政文書に記録されている情報が条例に定める不開示情報に該当するかどうかは別の問題であり、本件行政文書に記録されている情報が条例に定める不開示情報に該当するかどうかは条例の規定に従って判断されるべきものである。したがって生駒市行政経営会議規則第8条が関係者に対して機密の厳守を規定していることをもって、本件行政文書に記録されている情報が条例に定める不開示情報に該当するとする市長の主張は採用することができない。

次に、本件行政文書は、平成25年から異議申立人による開示請求の日までの間に開催された生駒市行政経営会議の次第書であり、そこには審議案件及び報告事項の題目のみが記載されているにすぎず、またそれら審議案件及び報告事項の題目については、経験則上、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれると認めることは困難であるから、本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当するとする市長の主張は採用することはできない。

以上のとおりであるから当審査会は「審査会の結論」のとおりに答申する。

以上

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年2月22日	・市長からの諮問を受けた。
平成28年3月28日	・市長から理由説明書の提出を受けた。
平成28年4月15日	・異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成28年9月5日 (第124回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成28年10月3日 (第125回審査会)	・市長の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成28年11月1日 (第126回審査会)	・審議を行った。
平成28年12月1日 (第127回審査会)	・審議を行った。
平成29年2月1日 (第129回審査会)	・審議を行った。
平成29年2月28日 (第130回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お ぐ げん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ しま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	